

例2 機械設備費等Aの金額が【増額】となり、機械設備費Bの金額が【減額】となって変更する場合

機械設備費等Aの 300,000円 が 400,000円 に増額

機械設備費等Bの 200,000円 が 100,000円 に減額

経費明細表は、必ず【消費税】及び【地方消費税】を除いた金額を記入

変更前				変更後					
(別紙)				(別紙)					
1 変更後の経費明細表				1 変更後の経費明細表					
(1) 販路開拓及び生産性向上に取り組む経費（広報費を除く。）				(1) 販路開拓及び生産性向上に取り組む経費（広報費を除く。）					
経費内容	積算		金額 <sup>※1</sup>	備考	経費内容	積算		金額 <sup>※1</sup>	備考
	単価	数量				単価	数量		
機械設備費等A	300,000円	一式	300,000円		機械設備費等A	300,000円	一式	300,000円	
機械設備費等B	200,000円	一式	200,000円		機械設備費等B	100,000円	一式	100,000円	
合計			① 500,000円		合計			① 400,000円	
※1 「金額」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。				※1 「金額」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。					
(2) 販路開拓及び生産性向上に取り組む経費のうち、広報費				(2) 販路開拓及び生産性向上に取り組む経費のうち、広報費					
経費内容	積算		金額 <sup>※2</sup>	備考	経費内容	積算		金額 <sup>※2</sup>	備考
	単価	数量				単価	数量		
合計			②		合計			②	
※2 「金額」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。				※2 「金額」は消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。					
2 変更後の補助金の算定				2 変更後の補助金の算定					
(1) 一般枠				(1) 一般枠					
区分	金額			区分	金額				
販路開拓等に取り組む経費（広報費を除く。）(①×3/5)	300,000円			販路開拓等に取り組む経費（広報費を除く。）(①×3/5)	240,000円				
※ 補助上限額30万円。千円未満は切り捨て				※ 補助上限額30万円。千円未満は切り捨て					
販路開拓等に取り組む経費のうち、広報費(②×3/5)	円			販路開拓等に取り組む経費のうち、広報費(②×3/5)					
※ 補助上限額10万円。千円未満は切り捨て				※ 補助上限額10万円。千円未満は切り捨て					
合計	③ 300,000円			合計	③ 240,000円				
補助金変更交付申請予定額	300,000円			補助金変更交付申請予定額	240,000円				
※ ③又は一補助対象者当たりの補助上限額30万円のいずれか低い額				※ ③又は一補助対象者当たりの補助上限額30万円のいずれか低い額					
(2) 新規創業枠・市内事業者取引枠				(2) 新規創業枠・市内事業者取引枠					
区分	金額			区分	金額				
販路開拓等に取り組む経費（広報費を除く。）(①×4/5)				販路開拓等に取り組む経費（広報費を除く。）(①×4/5)					
※ 補助上限額50万円。千円未満は切り捨て				※ 補助上限額50万円。千円未満は切り捨て					
販路開拓等に取り組む経費のうち、広報費(②×4/5)				販路開拓等に取り組む経費のうち、広報費(②×4/5)					
※ 補助上限額15万円。千円未満は切り捨て				※ 補助上限額15万円。千円未満は切り捨て					
合計	④			合計	④				
補助金変更交付申請予定額				補助金変更交付申請予定額					
※ ④又は一補助対象者当たりの補助上限額50万円のいずれか低い額				※ ④又は一補助対象者当たりの補助上限額50万円のいずれか低い額					

・機械設備費等Aについては、  
交付決定額を上回っての変更は  
できないため、当初決定額の  
300,000円のままとなります。  
・機械設備費等Bについては、  
交付決定額を下回るため、減額  
の変更を行い、100,000円とな  
ります。

・機械設備費等Bの減額のみを反映して経費を再計  
算した額が、変更交付申請予定額となります。